

弁護士法人岡野法律事務所 報酬基準

平成29年10月24日

※着手金，報酬金等は全て税別となっております。

【法律相談等】

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
1. 法律相談		30分 5,000円	
2. 書面による鑑定	鑑定料	10万円～20万円	※事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは依頼者と協議

【民事事件】

事件等	経済的利益の額	着手金	報酬金	備考
1. 訴訟事件その他 (手形・小切手訴訟事件を除く)	～300万円	8%(最低10万円)	16%	※その他＝非訟事件，家事審判事件，行政審判事件，仲裁事件 ※事件の内容により30%の範囲内で増減額することができる ※算定不能の場合の経済的利益の額は800万円とする
	300万円～3,000万円	5%+9万円	10%+18万円	
	3,000万円～3億円	3%+69万円	6%+138万円	
	3億円～	2%+369万円	4%+738万円	
2. 交通事故事件		0円	回収額の10%+20万円	※弁護士特約がある場合，上記1と同じ基準です
3. 契約締結交渉	～300万円	2%(最低10万円)	4%	※事件の内容により30%の範囲内で増減額することができる
	300万円～3,000万円	1%+3万円	2%+6万円	
	3,000万円～3億円	0.5%+18万円	1%+36万円	
	3億円～	0.3%+78万円	0.6%+156万円	
4. 督促手続事件	～300万円	2%(最低5万円)	1又は5の額の2分の1 ただし，具体的な回収をしたときに限る	※訴訟に移行したときの着手金は，1の額と左記の額の差額とする ※具体的な回収のために民事執行事件を受任するときは，その着手金として1の額の3分の1，報酬金として4分の1を別に受けることができる
	300万円～3,000万円	1%+3万円		
	3,000万円～3億円	0.5%+18万円		
	3億円～	0.3%+78万円		
5. 手形・小切手 訴訟事件	～300万円	4%(最低5万円)	8%	※通常訴訟に移行したときの着手金は，1の額と左記の額の差額とし，報酬金は1に準ずる
	300万円～3,000万円	2.5%+4.5万円	5%+9万円	
	3,000万円～3億円	1.5%+34.5万円	3%+69万円	
	3億円～	1%+184.5万円	2%+369万円	

事件等	経済的利益の額	着手金	報酬金	備考
6. 離婚事件	①調停事件・交渉事件	20万円～40万円	20万円～40万円	※離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は左記の①の額の2分の1 ※離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は左記の②の額の2分の1 ※依頼者の経済的資力、事案の複雑さ、手数の繁簡等を考慮し増減できる
	②訴訟事件	30万円～50万円	30万円～50万円	
	財産分与・慰謝料等の請求は別に1又は2による			
7. 境界に関する事件	境界確定訴訟, 境界確定を含む所有権に関する訴訟その他	30万円～60万円	30万円～60万円	※調停及び示談交渉事件の場合は、左の額をそれぞれ3分の2に減額することができる ※示談交渉から調停, 示談交渉または調停から訴訟事件を受任するときの着手金は、左の額の2分の1 ※依頼者の経済的資力、事案の複雑さ、手数の繁簡等を考慮し増減できる
		1の額が上回るときは1による		

事件等	弁護士の報酬の額				備考	
8. 借地非訟事件	着手金	借地権の額が5,000万円以下の場合		20万円～40万円	※調停及び示談交渉は左に準ずる。ただし、着手金及び報酬金の額を3分の2に減額することができる ※示談交渉から調停, 示談交渉または調停から借地非訟事件を受任するときの着手金は左の着手金の額の2分の1とする ※訴訟事件の場合は1による	
		借地権の額が5,000万円を超える場合		上記金額+5,000万円を超える部分の5%		
	報酬金	申立人	申立の認容	借地権の額の2分の1		それぞれ左記を経済的利益の額として1による
			相手方の介入権認容	財産上の給付額の2分の1		
		相手方	申立の却下又は介入権の認容	借地権の額の2分の1		
			賃料の増額の認容	賃料増額分の7年分		
		財産上の給付の認容	財産上の給付額			
9. 保全命令申立事件等	着手金	基本	1の着手金の額の2分の1	(最低10万円)	※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に請求できる ※保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、左記とは別に着手金及び報酬金を受けることができる。その額は10に準ずる	
		審尋又は口頭弁論を経たとき	1の着手金の額の3分の2			
	報酬金	事件が重大又は複雑なとき	1の報酬金の額の4分の1			
		審尋又は口頭弁論を経たとき	1の報酬金の額の3分の1			
		本案の目的を達成したとき	1の報酬金に準じて受けることができる			

事件等	分類	着手金	報酬金	備考
10. 民事執行事件	民事執行事件	1の着手金の額の 2分の1 (最低5万円)	1の報酬金の額の4分の1	※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に請求できる。ただしこの場合の着手金は1の額の3分の1を限度とする
	執行停止事件	1の着手金の額の 2分の1 (最低5万円)	事件が重大又は複雑なときのみ 1の報酬金の額の4分の1	

事件等	分類	弁護士の報酬の額					
11. 債務整理事件 (個人)	(1) 任意整理	着手金	1社あたり4万円			報酬 減額報酬(減額の10%)	
	(2) 過払い金返還請求	着手金	無料	手数料	無料	報酬 減額報酬(減額の10%) + 過払い金報酬(回収額の20%(訴訟時25%))	
	(3) 自己破産	手続費用	同時廃止の場合 33万円(実費込) 管財事件の場合 43万円(実費込)				
		備考	※管財事件の場合は、裁判所に納める予納金が必要になります。 ※裁判所への申立前までの費用支払いになるので 受任の段階で初期費用はかかりません ※分割払い対応可能 ※事業者や法人の場合は別途お見積りいたします				
(4) 個人再生	手続費用	45万円 (税別・実費込)					
	備考	※住宅ローンの有無に関わらず上記の金額になります ※裁判所への申立前までの費用支払いになるので、受任の段階で 初期費用はかかりません ※分割払い対応可能					

事件等	分類	着手金	報酬金	備考
12. 債務整理事件 (法人)	(1) 破産申立事件	100万円以上		※着手金は、資本金、資産、負債額、関係人の数等事件の規模に応じて定める
	(2) 特別清算申立事件	100万円以上		
	(3) 民事再生申立事件	200万円以上		
	(4) 会社更生申した事件	200万円以上		
	(5) 私的整理事件	200万円以上		

事件等	弁護士の報酬の額			備考
13. 行政上の不服申立事件	着手金	基本	1の着手金の額の3分の2	※行政上の不服申立事件＝行政上の審査請求，異議申立，再審査請求，その他の不服申立事件
		審尋又は口頭審理等を経たとき	1に準ずる	
	報酬金	基本	1の報酬金の額の2分の1	
		審尋又は口頭審理等を経たとき	1に準ずる	

【刑事事件】

事件等	着手金		報酬金		備考	
1. 事案簡明な刑事事件	起訴前	20万円～30万円	不起訴	20万円～30万円	※事案簡明な事件＝特段の事件の複雑さ，困難さ又は繁雑さが予想されず，委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって，起訴前については事実関係に争いがない情状事件，起訴後については公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く），上告審は事実関係に争いがない情状事件をいう	
			求略式命令	上記を超えない額		
	起訴後	20万円～30万円	刑の執行猶予	20万円～30万円		
			刑の軽減	上記を超えない額		
2. 事案簡明でない刑事事件 再審事件	起訴前	30万円以上	不起訴	30万円以上	※同一弁護士が起訴前に受任した事件を起訴後も引き続き受任するときは別に着手金を受けることができる。ただし，事案簡明な事件については，起訴前の事件の着手金の2分の1とする	
			求略式命令	30万円以上		
	起訴後	30万円以上	無罪	50万円以上	※同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは着手金及び報奨金を減額することができる ※追加して受任する事件が同種であることにより，追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減される場合は着手金及び報奨金を減額することができる	
			刑の執行猶予	30万円以上		
			刑の軽減	軽減の程度による相当額		
			検察官上訴棄却	30万円以上		
	3. 再審請求事件	30万円以上		30万円以上		※検察官上訴の取下げ又は免訴，公訴棄却，刑の免除，破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあったときの報酬金は，費やした時間執務量を考慮したうえで，1又は2による
	4. 保釈，その他	依頼者との協議により被告事件及び被疑事件のものとは別に相当な額を受けることができる				※その他＝勾留の執行停止，抗告，即時抗告，準抗告，特別抗告，勾留理由開示等の申立
5. 告訴，その他	1件につき10万円以上		依頼者との協議により受けることができる		※その他＝告発，検察審査の申立，仮釈放，仮出獄，恩赦等の手続	

【少年事件】

事件等	着手金	報酬金		備考
1. 家庭裁判所送致前及び送致後 2. 抗告, 再抗告及び保護処分の取消	20万円～40万円	非行事実なしに基づく 審判不開始又は不処分	20万円以上	※家庭裁判所送致前の受任か否か, 非行事実の争いの有無, 少年の環境調整に要する手数の繁簡, 身柄付の観護措置の有無, 試験観察の有無等を考慮し, 事件の重大性等により増減額することができる ※同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる
		その他	20万円～40万円	
3. 逆送事件	刑事事件の1及び2による。 ただし, 同一弁護士が受任する場合の着手金は, 送致前の執務量を考慮して, 受領済みの少年事件の着手金の範囲内で減額できる			※追加して受任する事件が同種であることにより, 追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるとき着手金及び報酬金を減額することができる

【裁判上の手数料】

事件等 (手数料の項目)	分類	弁護士報酬の額(手数料)		備考	
1. 証拠保全	基本	20万円+民事事件の1の着手金の額の10%		※本案事件と併せて受任したときでも本案事件の着手金と別に請求できる	
	特に複雑又は特殊	依頼者との協議により定める額			
2. 即決和解	示談交渉を要しない場合	経済的利益の額	～300万円	10万円	※本手数料を受けたときは, 契約書その他の文書を作成しても, その手数料を別に請求することができない
			300万円～3,000万円	1%+7万円	
			3,000万円～3億円	0.5%+22万円	
3億円			0.3%+82万円		
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として民事事件1による			
3. 公示催告		2の示談交渉を要しない場合と同額			
4. 倒産整理事件の債権届出	基本	5万円～10万円			
	特に複雑又は特殊	依頼者との協議により定める額			
5. 簡易な家事審判		10万円～20万円		※家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事実簡明なもの	

【裁判外の手数料】

事件等 (手数料の項目)	分類		弁護士報酬の額(手数料)		備考	
1. 法律関係調査	基本		5万円～20万円		※事実関係調査を含む	
	特に複雑又は特殊		依頼者との協議により定める額			
2. 契約書類及びこれに準ずる書面の作成	定型		経済的利益	～1,000万円	5万円～10万円	
				1,000万円～1億円	10万円～30万円	
				～1億円	30万円以上	
	非定型	基本	経済的利益の額	～300万円	10万円	
				300万円～3,000万円	1%+7万円	
				3,000万円～3億円	0.3%+28万円	
3億円～				0.1%+88万円		
特に複雑又は特殊		依頼者との協議により定める額				
公正証書にする場合		上記手数料+3万円				
3. 内容証明郵便作成	弁護士名表示なし	基本	1万円～3万円			
		特に複雑又は特殊	依頼者との協議により定める額			
	弁護士名表示あり	基本	3万円～5万円			
		特に複雑又は特殊	依頼者との協議により定める額			
4. 遺言書作成	定型		10万円～20万円			
	非定型	基本	経済的利益	～300万円	20万円	
				300万円～3,000万円	1%+17万円	
				3,000万円～3億円	0.3%+38万円	
				3億円～	0.1%+98万円	
	特に複雑又は特殊		依頼者との協議により定める額			
公正証書にする場合		上記手数料+3万円				

事件等 (手数料の項目)	分類	弁護士報酬の額(手数料)		備考	
5. 遺言執行	基本	経済的 利益の 額	～300万円	30万円	
			300万円～3,000万円	2%+24万円	
			3,000万円～3億円	1%+54万円	
			3億円～	0.5%+204万円	
	特に複雑又は特殊	受遺者との協議により定める額			
	裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に裁判手続に要する 弁護士報酬請求可			
6. 会社設立等	設立, 増減資, 合併, 分割, 組織変更, 通常精算	資本額 等	～1,000万円	4%	※資本額等＝資本額 若しくは総資産額のうち 高い額又は増減資額
			1,000万円～2,000万円	3%+10万円	
			2,000万円～1億円	2%+30万円	
			1億円～2億円	1%+130万円	※最低限 合併, 分割 200万円 通常精算 100万円 その他の手続 10万円
			2億円～20億円	0.5%+230万円	
			20億円～	0.3%+630万円	
7. 会社設立等 以外の登記等	申請手続	1件5万円(事案によって増減できる)			
	交付手続	1通1,000円(登記簿謄抄本, 戸籍謄抄本, 住民票等)			
8. 株主総会等指導	基本	30万円以上			
	総会準備も指導する場合	50万円以上			
9. 現物出資等証明	(会社法33条第3項及 び会社法207に基づく証明)	1件30万円		※出資等にかかる不動産 価格及び調査の難易, 繁簡等 を考慮して増減できる	
10. 簡易な自賠請求	(自動車損害賠償責任保 険に基づく被害者による 簡易な損害賠償請求)	給付金	150万円以下の場合	3万円	※損害賠償請求権の 存否又はその額に争い がある場合には増減で きる
			150万円超える場合	給付金額の2%	
11. 顧問料	事業者の場合	月額5万円以上		※事業者につき, 事業 の規模及び内容等を考 慮して減額可	
	非事業者の場合	年額6万円(月額5,000円)以上			
12. 日当	半日	3万円～5万円		半日(往復2時間を超 え4時間まで)	
	一日	5万円～10万円		一日(往復4時間を超 える場合)	

【報酬に関する規定】

1. 時間制

依頼者との協議により、定めた報酬基準によらず、弁護士報酬の額を1時間ごとに1万円以上の時間制(日当を含み、実費を含まない)にすることができる

2. 弁護士報酬の支払時期

- **イ** 着手金: 事件又は法律事務(以下「事件等」という)の依頼を受けたとき
- **ロ** 報酬金: 事件等の処理が終了したとき
- **ハ** その他の弁護士報酬: 当事務所の報酬規定に定めのあるときはそれに従い、定めがないときは依頼者との協議により定められたとき

3. 事件等の個数等

- **イ** 弁護士報酬は1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって1件とする。裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは別件とする
- **ロ** 同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金は、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける

4. 弁護士の報酬請求権

- **イ** 弁護士は各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができる
- **ロ** 紛争の実態が共通な複数の事件を受任するとき若しくは複数の依頼者から委任事務処理の一部を共通とする同種事件を受任するときは、弁護士報酬を減額することができる
- **ハ** 1件の事件等を複数の弁護士が受任したときは、各弁護士は、各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき若しくは複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたときには、それぞれの弁護士報酬を請求することができる

5. 弁護士の説明義務等

- **イ** 弁護士は依頼者に、あらかじめ弁護士報酬について十分説明しなければならない
- **ロ** 弁護士は委任契約書が作成されている場合を除き、依頼者から申し出があるときは、弁護士報酬の額、その算出方法及び支払時期に関する事項等を記載した報酬説明書を交付しなければならない

6. 弁護士報酬の減免

依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別の事情があるときは、弁護士報酬の支払時期を変更し又は減額若しくは免除できる

7. 弁護士報酬の特則による増額

事件等が特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき、又は受任後同様の事情が生じたときは、弁護士報酬を増額することができる

8. 着手金の減額と報酬金の増額

着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは、着手金を減額して、報酬金を増額することができる。ただし、この場合において、着手金及び報酬金の合計額は、民事事件1により許容される着手金と報酬金の合算額を越えてはならない

9. 委任契約の中途終了

- **イ** 事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、弁護士報酬を精算する
- **ロ** イにおいて、弁護士のみにより重大な責任があるときは、弁護士は受領済の弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、依頼者と協議のうえ、全部又は一部を返還しないことができる
- **ハ** イにおいて、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は、弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない

10. 事件処理の中止等

依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払を遅滞したときは、あらかじめ依頼者に通知し、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる

11. 弁護士報酬の相殺等

依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。その場合にはすみやかに依頼者にその旨を通知しなければならない

12. 消費税に相当する額

この規定に定める基準は、消費税法(昭和 63 年法第 108)に基づき弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する金額を含まない